



物価高騰対応生活支援！
全世帯におこめ券の配布と
「地産地消キャンペーン」を実施します



●問合先 秘書企画課企画政策グループ (☎ 38-5805)

エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う生活支援として、2月末までに全世帯へおこめ券を配布します。令和5年1月1日において本市に住民登録のある世帯の世帯主に、郵送（ゆうパック）します。

配布するおこめ券は1世帯当たり4,400円分（1枚440円×10枚）で、お米10kg相当分と引き換えることができます。なお、配布に関する申請は必要ありません。

また、おこめ券の配布に併せて、地元産あいちのかおりや地場農産物などが抽選で当たる「地産地消キャンペーン」を実施します。詳細は、郵送するおこめ券に同封してあるご案内をご覧ください。市ホームページをご覧ください。

詐欺に注意！

おこめ券の配布に関して市が代金を徴収することはありません。



FUTURE SESSION で若者どうし未来を語ろう！

●問合先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803、メール kyoudou@city.iwakura.lg.jp)

岩倉のまちを舞台に「こんなことがしたい！」「仲間を見つけたい！」「まちづくりに関心アリ！」など集まったメンバーが自由に語り合い、対話から価値を生み出す『創造的な語り場＝フューチャーセッション』を開催します。

わくわく感の連鎖。対話を通して、驚くような出会いが！？

- とき 第1回：3月2日(木)
第2回：3月9日(木)両日とも午後7時～9時半
- ところ さくらん坊（市役所2Fカフェ）
- 内容 アイスブレイク、ワークショップなど
- ファシリテーター 加藤武志さん（まち楽房(有)代表取締役、中京大学非常勤講師）
- 対象 市内在住・在勤でおおむね18～40歳の人（原則2回とも参加できる人）
- 定員 20人（先着順）
- 参加費 無料
- 申し込み 二次元コードを読み取り、電子申請・届出システムよりお申し込みください。



新型コロナウイルスワクチン接種 についてお知らせします

(令和5年1月13日現在)

健康課(保健センター内 ☎ 37-3511)、岩倉市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎ 0120-056-712)

ご案内している情報は、今後変更される可能性があります。
ほっと情報メール、LINEで最新の情報を配信しています。
ぜひご登録ください。市ホームページには詳細を掲載しています。
なお、ワクチン接種は強制ではありません。接種を受ける人の同意がある場合に接種が行われます。



ほっと情報
メール



岩倉市公式
LINE

ワクチン接種が受けられる期間は、現在のところ令和5年3月31日までです。

ワクチン接種を希望する人(接種券が届いた人)は、早めに予約・接種をすることをおすすめします。
※接種券を紛失した人や岩倉市に転入した人等(岩倉市において接種記録が確認できない人を含む)については、接種券の発行申請が必要です。詳細はホームページをご覧ください。

岩倉市総合体育文化センターネーミングライツパートナーが決定しました 愛称は「アデリア総合体育文化センター」です

●問合先 生涯学習課スポーツグループ(☎ 38-5819)

安定的な財源を確保することにより、さまざまな市民サービスの向上および地域の活性化を図ることを目的として、総合体育文化センターの愛称を命名する権利を取得する事業者(ネーミングライツパートナー)の募集をした結果、石塚硝子株式会社をネーミングライツパートナーとして決定しました。

4月1日から、市の広報等で愛称を積極的に使用していきます。

★概要

- ネーミングライツパートナー 石塚硝子株式会社
- 愛称 アデリア総合体育文化センター
- 期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日
- ネーミングライツ料 1,600,000円/年(消費税及び地方消費税別)



1月17日(火)にネーミングライツ付与契約締結式が行われました。





要介護認定者のおむつ代を

医療費控除の対象とする際の

「確認書」を交付します

問合せ 長寿介護課介護保険グループ（☎38・5811）

次の条件を全て満たしている場合は、おむつ代を医療費控除の対象とする際の「確認書」を交付することができます。交付を希望する人は、長寿介護課へ申請してください。

なお、この条件に該当しない人が、医療費控除を受けるためには医師が交付する「おむつ使用証明書」が必要です。

● 交付条件

- ① 介護保険の要介護認定を受けている人であること
- ② おむつ代について医療費控除を受けるのが継続した2年目以降であること
- ③ 主治医意見書の作成日が、おむつを使用し控除を受けようとする年のものであること。ただし、要介護認定の有効期間が13カ月以上の人については、認定された年のものであること
- ④ 主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度が「寝たきり」であること
- ⑤ 主治医意見書の尿失禁発生の可能性の記載が「あり」であること

● おむつ代の医療費控除とは

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで、医師の治療を受けている人のおむつ代は、治療を受けるために必要な費用として医師が「おむつ使用証明書」を交付する場合、医療費控除の対象とされています。

前年におむつ代について医療費控除を受けた人であって、その翌年、主治医意見書により、治療上継続しておむつが必要と確認できる場合は、市の交付する「確認書」でも医療費控除を受けることができます。

「出産・子育て応援金の支給」と

「伴走型相談支援」が始まりました

健康課健康支援グループ（保健センター内☎37-3511）

妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として行い、子育てを応援します。面談による相談支援後に応援金を支給します。

<対象・支給額>

(1) 出産応援金（妊婦1人あたり5万円）

- ① 令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦
- ② 令和4年3月31日以前に妊娠届出を行い、令和4年4月1日以降に出産した産婦

(2) 子育て応援金（新生児1人あたり5万円）

- ・ 令和4年4月1日以降に生まれた子どもの養育者

<面談の方法>

(1) 妊娠届出時に出産の見通しをたてるための面談を行います。面談時に出産応援金の申請についてご案内します。妊婦自身の口座情報が分かるものをお持ちください。

(2) 出生届出後に子育ての見通しをたてるための面談（訪問等）を行います。出生届出後1カ月くらいまでに保健センターからお電話で面談（訪問等）の日程調整をします。面談時に子育て応援金の申請についてご案内します。

※すでに妊娠届出をした人、出産した人には、個別にお知らせします。

また、妊娠後期に電話等による相談支援も行います。出産・子育てについて身近で相談に応じますのでお気軽にご相談ください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

介護保険サービスの自己負担額等が医療費控除の対象となる場合があります

長寿介護課介護保険グループ (☎ 38-5811)

確定申告の際は領収証を基に「医療費控除の明細書」を作成のうえ、添付してください。

居宅サービスの医療費控除

	サービスの種類
①対象となる居宅サービス (医療系サービス)	1. (介護予防) 訪問看護 2. (介護予防) 訪問リハビリテーション 3. (介護予防) 居宅療養管理指導 4. (介護予防) 通所リハビリテーション 5. (介護予防) 短期入所療養介護 6. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る) 7. 看護・小規模多機能型居宅介護 (医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの (生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))に限る)
②医療系サービスと併せて利用する場合のみ対象となる居宅サービス	1. 訪問介護 (生活援助中心型を除く) 2. 夜間対応型訪問介護 3. (介護予防) 訪問入浴介護 4. 通所介護 5. 地域密着型通所介護 6. (介護予防) 認知症対応型通所介護 7. (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 8. (介護予防) 短期入所生活介護 9. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る) 10. 看護・小規模多機能型居宅介護 (医療系サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの (生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))に限る) 11. 地域支援事業の訪問・通所型サービス (生活援助中心のサービスを除く)
③対象外となる居宅サービス	1. 訪問介護 (生活援助中心型) 2. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 3. 特定施設入居者生活介護 4. (介護予防) 地域密着型特定施設入居者生活介護 5. (介護予防) 福祉用具貸与 6. 看護・小規模多機能型居宅介護 (生活援助中心型の訪問介護の部分) 7. 地域支援事業の訪問・通所型サービス (生活援助中心のサービスに限る) 8. 地域支援事業の生活支援サービス

※表中で医療費控除の対象外となる場合でも、介護福祉士等による喀痰吸引等の対価 (居宅サービスの対価として支払った額の10分の1に相当する金額) は、医療費控除の対象となります。

施設サービスの医療費控除

施設名	対象額
1. 介護老人福祉施設 2. 地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価 (介護費、食費および居住費) として支払った額の2分の1に相当する金額
1. 介護老人保健施設 2. 介護療養型医療施設 3. 介護医療院	施設サービスの対価 (介護費、食費および居住費) として支払った額

※日常生活費、特別なサービスに対する費用等は、原則として医療費控除の対象となりません。

※指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設等が発行する領収証には、医療費控除の対象となる金額が記載されることになっています。



令和4年分 所得税および復興特別所得税 令和5年度個人市県民税

申告のご案内

令和4年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを利用した「ご自宅からのe-Tax申告」を是非ご利用ください。

小牧勤労センターの会場

期間	手続き	市県民税の申告	確定申告	時間
2月16日～ 3月15日	申告相談	×	○ 整理券が必要	午前9時～午後5時（午後4時受付終了） ※土・日曜日、祝日を除く ただし、2月19日(日)・26日(日)は開設
	提出のみ	×	○	

確定申告会場

2月16日(木)から！

▶岩倉市役所 は **2月28日(火)受付終了**

▶小牧勤労センター は **3月15日(水)受付終了**

市県民税の申告会場

2月1日(水)から！

問合先

市県民税の申告について

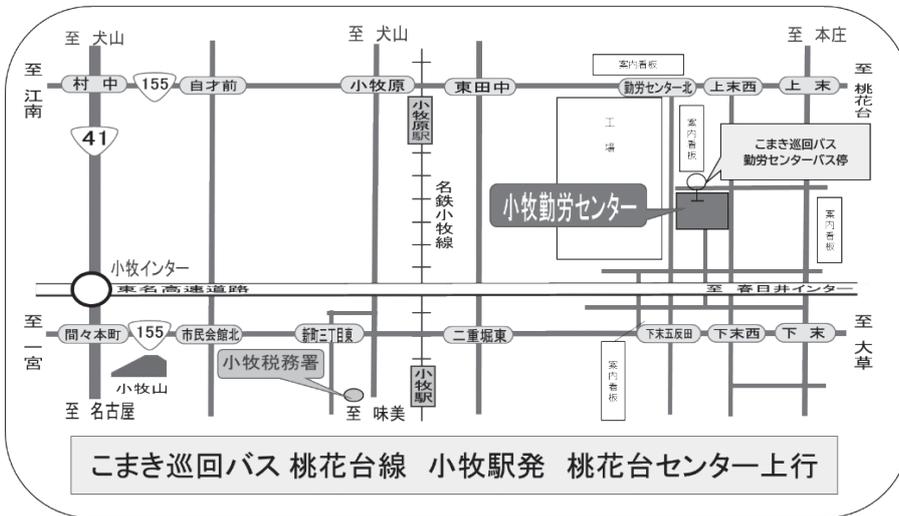
税務課 (☎ 38-5806)

確定申告について

小牧税務署 (☎ 0568-72-2111)

公的年金を受給している方や初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方を主な対象とした申告相談

2月13日(月)、14日(火)、15日(水) 午前9時～午後5時 ※整理券が必要



入場整理券



入場整理券は、確定申告会場での当日配布、または、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行で配布しています。

岩倉市役所の会場

期間	手続き	市県民税の申告	確定申告	会場	時間
2月1日 ～15日	申告相談	○	×	2階 税務課	午前8時30分～午後5時15分
	提出のみ	○	○		
2月16日 ～28日	申告相談	○	○	7階 大会議室	午前8時30分～午後5時
	提出のみ	○	○	2階 税務課	午前8時30分～午後5時15分
	税理士による 無料税務相談所	×	○	7階 第1委員会室	午前9時30分～午後4時
3月1日 ～15日	申告相談	○	×	2階 税務課	午前8時30分～午後5時15分
	提出のみ	○	○		

※土・日曜日、祝日を除く

岩倉市役所の確定申告会場は **完全事前予約制** です！

▶ 予約受付期間 1月16日(月)～2月28日(火)

▶ 予約方法

- ①右の二次元コードから予約フォームへ。
- ②予約フォームへ必要事項を入力し送信。
- ③予約確定メール（即時）が届いたら予約を確定。
- ④来庁時に予約確定のメールが確認できるスマホや携帯の画面または印刷した紙を提示。



注意

- ・予約は一人1回まで（2人分申告する際にはそれぞれ予約が必要）です。
- ・同フロアに設置される『税理士による無料税務相談所』とは別のものです。『税理士による無料税務相談所』の予約の受付はできません。
※定員に達し次第受付を終了します。
- ・申告内容により受付できないことがあります。市役所の確定申告会場で受付できない内容については [広報 12月号 14ページ](#) または市ホームページをご確認ください。
- ・往復はがきでの予約は2月3日(金)必着です。詳細は広報1月号をご確認ください。

申告の際は**証明書類**を忘れずに！！

せっかく会場へお越しになっても、必要な書類に漏れがあると受付できない場合があります。お出かけの際は忘れ物にご注意ください。

必要な書類については下記を参考にご用意ください。
※主な例ですので申告内容によって別途書類が必要な場合があります。詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

▼ 共通

- ・マイナンバーカード
※マイナンバーカードがない場合はマイナンバーが確認できる書類+身分証明書（免許証等）
- ・利用者識別番号がわかる書類（番号を作成したときの紙または税務署からの通知はがき 等）
- ・通帳（還付申告の場合）

▼ 控除に関する書類（例）

社会保険料控除	控除証明書（国民健康保険・介護保険・国民年金・後期高齢者医療保険）
生命・地震保険料控除	保険会社から届く控除証明書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除認定書
医療費控除	医療費控除の明細書（完成済のもの） 医療費のお知らせ（記入方法は広報12月号をご覧ください）
寄附金控除	寄附金受領証

▼ 収入に関する書類（例）

給与	給与の源泉徴収票
公的年金	公的年金の源泉徴収票 （振込通知では受付できません）
個人年金	保険会社から届く証明書類
保険金	保険会社から届く証明書類
事業・農業・不動産	収支内訳書（完成済のもの）
報酬・謝礼	支払調書・経費がわかるもの

確定申告書を **ご自身で作成していただけます！**

国税庁のホームページに開設されている『確定申告書等作成コーナー』では、確定申告書を簡単に作成することができます。
空いた時間に自宅のパソコンやスマートフォンからアクセスでき、税金の計算は自動で行われます。ぜひご利用ください！

作成コーナー

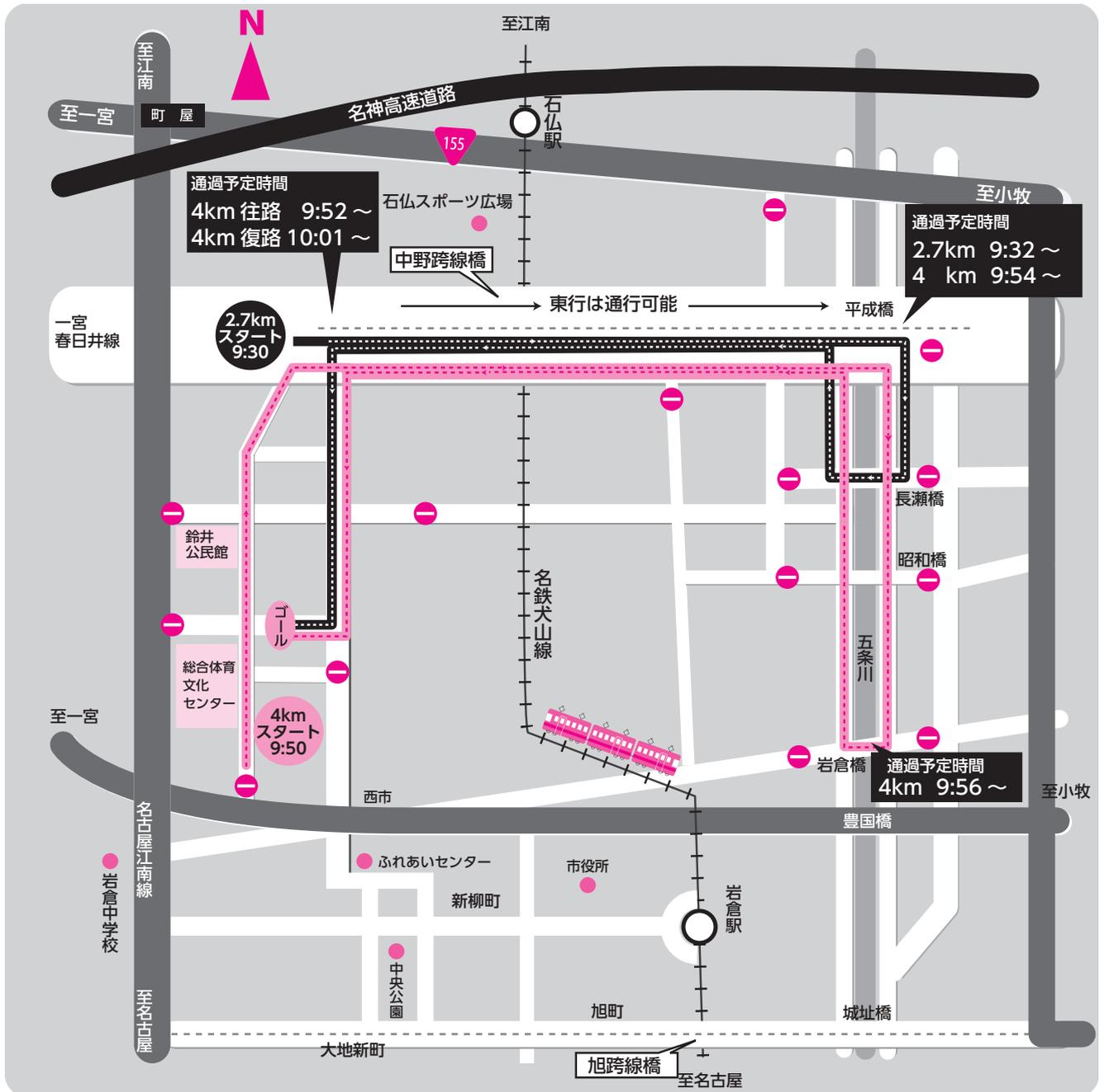


作成した申告書は電子申告、税務署へ郵送のほか、3月15日まで市役所2階のBOXに提出できるイワ!

※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、行事が中止または内容が変更となる場合があります。
最新の情報については、各担当にお問い合わせください。

健幸都市宣言のまち 第10回いわくら市民健康マラソン 交通規制のお知らせ

3月5日(日)午前9時～11時



※総合体育文化センター周辺は午前7時～正午までの規制となります。

※道路事情により、一部変更になる場合があります。



岩倉市・岩倉市教育委員会

●問合先 生涯学習課スポーツグループ (☎ 38-5819)

子育て世帯生活支援特別給付金の申請は忘れではありませんか

問合せ先 子育て支援課児童グループ (☎38-5810)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

1. ひとり親世帯分

●支給対象者

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

●支給金額 児童1人当たり5万円

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（児童扶養手当法施行令に定める障害のある場合は20歳未満）が対象です。

●支給手続

▼支給対象者①に該当する人

申請不要です。6月以降順次振込みを行っており、対象の人にはすでに支給済です。

▼支給対象者の②・③に該当する人

申請が必要です。申請期限は令和5年2月28日(火)までです。

2. その他世帯分

●支給対象者

- ① 令和4年4月分の児童手当受給者または特別児童扶養手当受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人（未申告の人は申告が必要です。）
- ② ①に該当する人のほか、令和4年3月31日時点で18歳未満の子（特別児童扶養手当の認定を受けている児童は20歳未満）の養育者であって、以下のア・イのいずれかに該当する人

ア 令和4年度分の住民税均等割が非課税である人（未申告の人は申告が必要です。）
 イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月1日以降の収入が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人

●支給金額 児童1人当たり5万円

※平成16年4月2日から令和5年2月28日までに生まれた児童が対象です。（特別児童扶養手当の認定を受けている児童は平成14年4月2日以降に生まれた児童が対象。）

●支給手続

▼支給対象者①に該当する人

申請不要です。7月以降順次振込みを行っております。

※公務員の人は申請が必要です。所属庁から申請書に児童手当受給状況の証明を受け、令和5年3月15日(火)までに申請してください。

▼支給対象者の②に該当する人

申請が必要です。申請期限は令和5年3月15日(火)までです。

※申請が必要な人の例（高校生のみ養育している人、収入が急変した人、公務員）
 申請方法等、詳しくは市ホームページをご確認ください。

※この給付金は、愛知県子育て世帯臨時特別給付金（児童1人あたり1万円支給）とは異なります。



医療機関等に対する物価高騰対策支援金の支給について、お知らせします

- 問合先 健康課保健予防グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）
長寿介護課介護保険グループ（☎ 38-5811）
福祉課障がい福祉グループ（☎ 38-5809）

医療機関等物価高騰対策支援金は、コロナ禍における原油価格および物価の高騰の影響を受けている市内の医療機関等（病院、診療所、薬局、介護サービス事業所等、障害福祉サービス事業所および障害児通所支援事業所）を支援するものです。

支援金を受給するには手続きが必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●対象施設

市内の医療機関等であって、令和4年11月30日時点において、継続的な医療、介護サービス、福祉サービス等の提供を行っているもの。

●支援額

- ・病院 20万円
- ・診療所 10万円または15万円

- ・歯科診療所 10万円
- ・薬局 10万円
- ・介護サービス事業所等 8万円
- ・障害福祉サービス事業所 8万円
- ・障害児通所支援事業所 8万円

※令和5年1月中旬に対象となる施設には申請書等案内通知を送付しています。

2月5日(日)は愛知県知事選挙です 投票に出かけましょう

- 問合先 選挙管理委員会（行政課内 ☎ 38-5804）

愛知県知事選挙が、2月5日(日)に行われます。
投票時間は、午前7時から午後8時までです。
お手元の投票所入場券にて投票所名を確認し投票へお出かけください。

詳しくはこちら▶



岩倉市議会議員一般選挙

立候補予定者説明会を開きます

- 問合先 選挙管理委員会（行政課内 ☎ 38-5804）

4月23日(日)に執行する「岩倉市議会議員一般選挙」の立候補予定者説明会を開催します。

- とき 2月19日(日)午前10時～（2時間程度予定）
- ところ 市役所7階第2・第3委員会室
- その他 立候補予定者説明会では、立候補の届出に必要な用紙などをお渡しします。参加できる人数は、1立候補予定者につき3人までとさせていただきます。

小学校・中学校の

入学通知書を送付しました

問合先 学校教育課学校教育グループ

（☎ 38-5818）

●入学対象者

★小学校 平成28年4月2日～

平成29年4月1日に生まれた人

★中学校 平成22年4月2日～

平成23年4月1日に生まれた人

※次の場合は、学校教育課へお問い合わせください。
・入学通知書が届かない
・転出等の理由で指定学校に入学しない
・私立学校等に入学する

なお、小学校新1年生で外国籍の人は、就学許可申請が必要です。在留カード（または特別永住者証明書）と印鑑を持参のうえ、学校教育課にお申し出ください。



冬の鍋フェス in いわくらの受賞者と優勝鍋レシピを公開します！

問合せ先 商工農政課商工観光グループ (☎ 38-5812)
観光情報ステーション (NPO法人いわくら観光振興会 ☎ 81-3368)

鍋をとおして市の魅力をPRしようと、12月3日(土)、4日(日)の2日間、冬の鍋フェス in いわくらを開催しました。6つの岩倉にちなんだ鍋の中から岩倉No.1鍋を決めるため、人気投票を行いました。

●投票結果

◆優勝 焼肉大衆酒場ニューイワクラ
「岩倉産野菜と新鮮ホルモンの特製もつ鍋」

◆準優勝 岩倉青年会議所「絶品トマト鍋」

多くの皆様のご来場および人気投票へのご参加、ありがとうございました。



"優勝鍋レシピ" を公開中

優勝鍋のレシピをNPO法人いわくら観光振興会ホームページで公開しています。
また、過去の鍋のレシピも公開しています。
ぜひ、家庭で再現するなどして味わってみてください。



男女共同参画コーナー

男女共同参画サテライトセミナー
「暮らしの中でのSDGs
～一人ひとりでできること～」

問合せ先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803、E-ル: kyoudou@city.iwakura.lg.jp)

ずっと暮らし続けるための世界共通の目標であるSDGs。実現に近づくには、ひとりひとりが日常の中のSDGsを考え、「今やっとなきゃ」いけないことに気づき行動することが大切です。

地球にやさしい循環型社会、環境・人・社会に配慮したエシカルな消費、途上国の生産者と先進国の消費者が対等な立場で貿易するフェアトレード。ひとりの消費者の立場から何ができるのでしょうか。まずは、知ることから始めましょう。

未来の子どもたちのために、今、私たちの暮らしの中からサステナブル（持続可能性）の芽を育てていきませんか？

- とき 2月26日(日)午前10時～正午
- ところ 生涯学習センター研修室1・2
- 講師 百瀬則子さん（一般社団法人中部SDGs推進センター副代表理事、ワタミ(株)執行役員SDGs推進本部本部長）
- 参加費 無料
- 定員 40人（先着順）
- 申し込み 上記問合せ先まで、氏名・電話番号をお伝えください。
- 共催 公益財団法人あいち男女共同参画財団

